

富田林市立久野喜台小学校 令和5年度いじめ防止基本方針

1. いじめ防止等のための対策に関する基本方針

(1) 基本理念

- いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- 本基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、本校がいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものである。
- 本校では、「いじめは絶対許さない」「二度と同じ悲しみを繰り返さない」という確固たる信念を持って、校長のリーダーシップの下、総力を挙げていじめ防止と早期発見に取り組む。
- 学校及び教職員は、全ての児童が安心して学習やその他教育活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切に事案に対処し、早期解決、及び再発防止に努める。

(2) いじめの定義

- いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 具体的ないじめの態様
 - ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- いじめの認知
 - ・ いじめの認知は「いじめ不登校対策委員会」（詳細は（2）②）で判断するが、いじめられた児童の立場に立ち、当該児童の状況等を確認し判断する。なお、インターネット等を通じてのいじめの場合（被害児童が知らない場合もある）についても適切な対応をとる
 - 犯罪行為や重大事態の場合
 - ・ 教育的な配慮や被害者の意向の配慮の上、警察・市教育委員会等の関係機関に相談・通報し、連携をとる

※留意点

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ②いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童の主觀を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策推進基本法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（本校では、「いじめ不登校対策委員会」を活用して行う。）
- ③「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、学童クラブ、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係をさす。
- ④「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌な

ことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

⑤例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

⑥加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

⑦「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

⑧⑦については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法第4条）

2. 本校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント

「本校の取り組み概要（別紙1）」「大阪府教委作成いじめ対応マニュアル」参照

(1) 取り組み姿勢について「いじめは絶対に許さない」「二度と同じ悲しみをくり返さない」

・本校では、「いじめは絶対許さない」「二度と同じ悲しみを繰り返さない」という確固たる信念を持って、校長のリーダーシップの下、「学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント（別紙2）」を参考に、総力を挙げて取り組む。

(2) いじめの防止（防止が一番大切である）

① 基本的考え方

ア) いじめの未然防止に、全ての教職員が取り組む。

- ・いじめは「どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

イ) 授業づくり、集団づくり、学校づくりをすすめる。

- ・未然防止の基本として、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。
- ・児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくように取り組む。

ウ) 未然予防の取り組みの成果について、P D C Aサイクルに基づく取り組みを継続する。

- ・未然防止の取り組みが、着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的・計画的に P D C A サイクルに基づく取り組みを継続していく。

② いじめの防止のための取り組み**ア) いじめについての共通理解を図る**

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・また、児童に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

イ) 児童が、いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・

生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- ・また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

《取り組み例》

- ①「ソーシャルスキル・トレーニング」：「人間関係についての基本的な知識」「相手の表情などから隠された意図や感情を読み取る方法」「自分の意思を状況や雰囲気に合わせて相手に伝えること」などについて説明を行い、また、ロールプレイング（役割演技）を通じて、グループの間で練習を行う取組
- ②「ピア（仲間）・サポート」：異学年等の交流を通じ、「お世話される体験」と成長したあとに「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者とかかわろうとする意欲などを培う取組

ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとなるよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていく。学級や学年等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ・ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツ・あそびや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育んでいく。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる。

エ) 児童に自己有用感や自己肯定感を育む

- ・ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。
- ・その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。
- ・また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ・なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むようにする。
- ・幅広く長く多様なまなざしで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めができるようにする。

オ) 児童自らがいじめについて学び、取り組む

- ・児童自らがいじめの問題について学び、いじめの問題を「自分たちの問題」として受け止め、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進(児童会によるいじめ根絶に向けての取り組み等)する。
- ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方を誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危険になることなどを学ぶ。

※留意点

- ・なお、児童会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で児童が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もあるので留意するようとする。
- ・教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているか

どうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

(2) 早期発見

① 基本的考え方（子どものささいな変化を見逃さない取り組みの継続）

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有していく。
- ・なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

② いじめの防止や対策のための組織

「いじめ不登校対策委員会」を設置し（いじめ対策推進基本法第22条）、定期的に取り組みをすすめる。

いじめ不登校対策委員会の構成は、構成員全員が参加する委員会と構成員の一部が参加する連絡会議の構成にする。

具体な内容は以下のとおりとする。

ア) 構成員

<委員会>

校長、教頭、首席、生徒指導担当、教務主任、養護教諭、
支援教育コーディネーター、必要があれば該当する教員等

<連絡会議>

校長、教頭、首席、生徒指導担当、必要があれば該当する教員等

イ) 活動内容

- ・いじめの防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること

- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・不登校傾向者に係る情報交換
- ・生徒指導事案や不登校傾向にある児童の情報交換とその対応に関すること
- ・基本計画の年間計画の作成
- ・いじめ防止等に関する校内研修の企画及び実施
- ・計画通り進んでいるかのチェック及び有効性についての検証
- ・本校基本計画の見直し

ウ) 開催

- ・委員会：原則として月1回を定例とする。必要があれば適宜開催する
- ・連絡会議：原則として週1回を定例とする。必要があれば適宜開催する
- ・全体会議及び全体研修：

教職員全員が参加、学期に1回以上、夏季休業期間中に1回開催する

エ) 組織の改編

- ・毎年、年度当初（4月初旬）に組織の構成員を編成し直す

③ いじめの早期発見のための措置（アンケート、教育相談等の実施）

- ・定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ・児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・なお、教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。
- ・定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、ノートや教職員と児童の間で日常行われている日記（一言日記等も含む）等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。
- ・なお、これらにより集まつたいじめに関する情報についても学校の教職

員全体で共有して、「いじめ不登校対策委員会」を中心に、組織的な対応を行う。具体には、下記の取り組みをすすめる。

ア) いじめの定期的調査

- ・児童対象アンケート調査・・・・・・・毎月1回（第1週）
- ・保護者対象アンケート調査・・・・・・・年2回（6月、12月）
- ・児童対象カウンセリング・・・・・・・年3回（6月、11月、2月）

※カウンセリングを担当する者は、担任以外も行えるよう、児童が自分の思いを話しやすい校内体制を整える。

イ) いじめ相談体制

- ・いじめ相談窓口の設置（担当者：管理職、生徒指導担当、養護教諭）
- ・いじめ等悩み相談箱の設置（職員室前）
- ・スクールカウンセラーの活用

※留意点

①アンケートは、安心していじめを訴えられるように工夫し、学期ごとの節目で児童の生活や人間関係の状況を把握できるよう、全ての学校において年度当初に適切に計画を立て実施するとともに、全児童との面談等に役立てる必要である。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、教員と児童の信頼関係の上で初めてアンケートを通じたいじめの訴えや発見がありうること、アンケートを実施した後に起きたいじめについては把握できないことなどに留意する。

②教職員は、児童が相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることがないように、気をつける。やっとの思いで相談したのに、うるさがれたり、後で話を聞くと言って対応が遅れる、対応を忘れることがないように、児童に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。児童の相談に対し、「たいしたことではない」「それはいじめではない」と悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。（生徒指導リーフ増刊号P15参照）

（3）いじめに対する措置

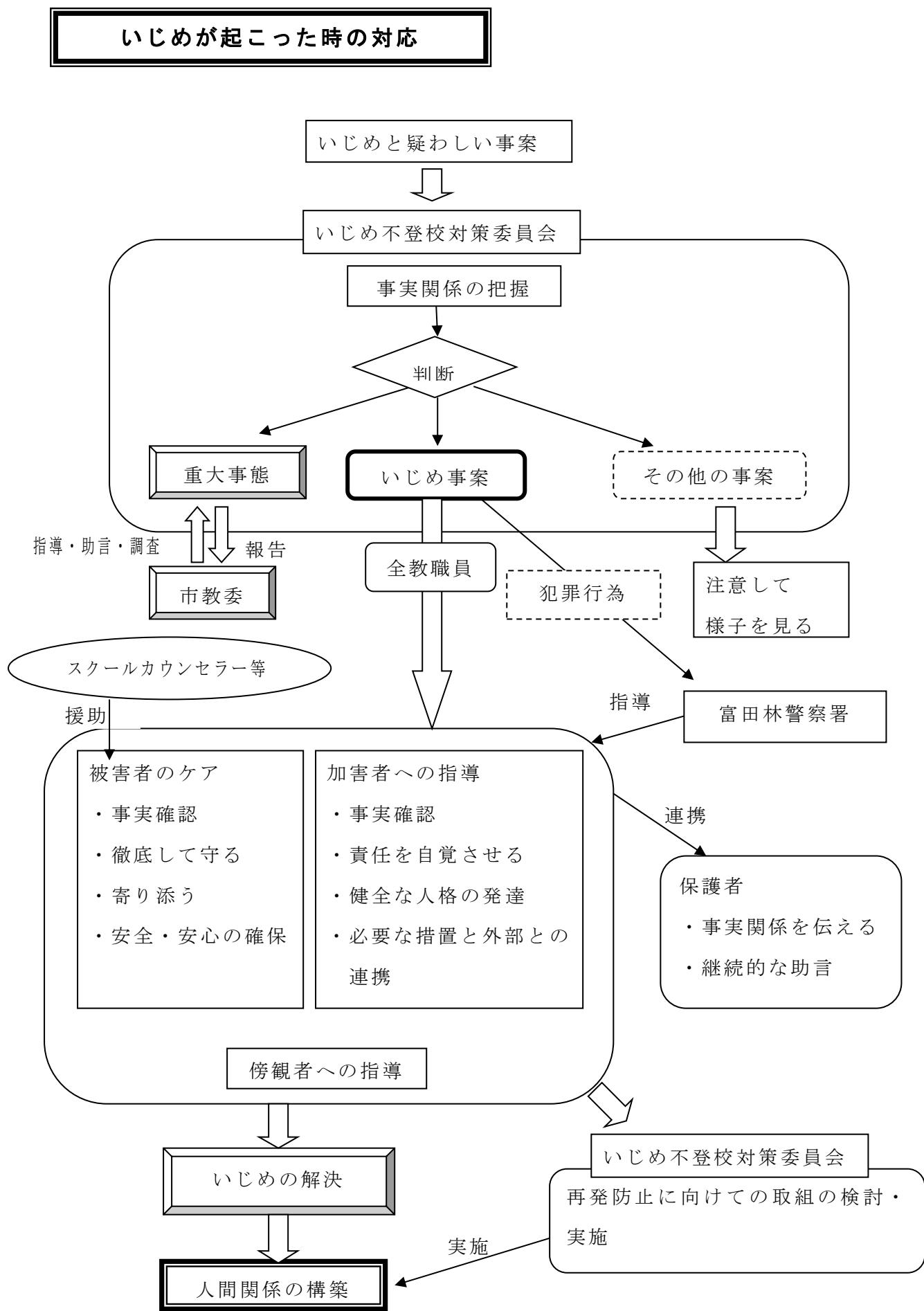
① 基本的な考え方（早期対応、早期解決、組織的対応）

- ・発見・通報を受けた場合には、担任等の特定の教職員で抱え込みず、速やかに「いじめ不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

- ・その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応（早期対応、組織的対応）

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ不登校対策委員会」で直ちに情報を共有する。窓口は、教頭、首席、生徒指導担当とし、その後は、当該委員が複数体制で対応する。関係児童が明らかでありかつ複数の場合は、複数体制で同時に速やかに聞き取るなどして、また、加害児童が不明な場合は、被害児童、周囲で見ていた児童への聞き取りを行い、いじめの事実の有無の確認を行う。次に収集した情報を当該委員会で共有し、対応の検討、役割分担を行い、具体的な対応につなげる準備をする。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告する。これらのこととを最優先課題として原則当日中に行うこととする。また事実の概要が把握できた時点で、教頭もしくは生活指導担当者が被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・学校が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく富田林警察署と相談して対処する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、富田林警察署に通報し、適切に援助を求める。



③ いじめられた児童又はその保護者への支援について

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することしたり、状況に応じて出席停止制度（学校教育法第35条）^{*1}を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

※ 1 出席停止制度：いじめている児童生徒に対する懲戒という観点でなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点でおこなう

④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言について

- ・いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行えるよ

う保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さら出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒^{※2}を加えることも検討していく。
- ・いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

※2 懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童を除く。）、訓告のほか、児童に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある

⑤ いじめが起きた集団への働きかけも重要（傍観者等に対する指導）

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全て

の児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

⑥ ネット上のいじめへの対応について（情報モラルの育成）

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、発覚した場合、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ・なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに富田林警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）パソコン・携帯電話・スマートフォン等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

（4）その他の留意事項

① 組織的な指導体制

- ・いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要であり、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ不登校対策委員会」で情報を共有し、「いじめ不登校対策委員会」を中心に組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ・また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決にあたる。

② 校内研修の充実

- ・全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を行う。

③ 学校評価と教員評価

- ・学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・評価育成システムにおいて、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

⑤ 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、P T A、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。
- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3. 重大事態への対処（詳細は別紙）

① 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条より）

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。^{※3}
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。^{※4}

※ 3 例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、心身に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神疾患を発症した場合 等。

※ 4 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、富田林市教育委員会へ報告する

③ 重大事態の調査

● 学校が調査主体となって行う場合

富田林市教育委員会の判断により、学校が主体となって調査を行うが、富田林市教育委員会の指導・助言のもとに調査を行う

● 富田林市教育委員会が主体となって行う場合

富田林市教育委員会の指示のもと、資料の提出や調査に協力する

④ 重大事態の対応（学校が主体となって行う場合）

(ア) 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※ 「いじめ不登校対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。

(イ) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う姿勢が重要である。

※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

(ウ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

(エ) 調査結果を学校の設置者に報告

※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(オ) 調査結果を踏まえた必要な措置

⑤ 重大事態の対応（富田林市教育委員会が主体の場合）

(ア) 市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する

4. 令和5年度 年次計画（案）

月	取り組み内容		
	集団づくり	道徳	その他
4	学年・学級開き たてわり活動（全学年）	各学年の年間 指導計画に基 づいて実施す る	アンケートは毎月第1週に 実施
5	運動会に向けての取り組み（全学年） 臨海学舎（5年）に向けた取り組み		校内研修 カウンセリング月間
6	田植え・青葉丘幼との交流（5年） たてわり活動（全学年）		教職員校区巡視 児童会「たてわり活動」 (年間を通じて)
7	七夕集会（1年）たてわり活動（全学年） 子ども祭り		
8			夏季校内研修
9	遠足　　たてわり活動（全学年）		校内研修
10	修学旅行（6年）に向けた取り組み 稲刈り・青葉丘幼との交流（5年） 町たんけん（2年） 葛城中フェスタ（4年6年） たてわり活動（全学年）		児童会「たてわり活動」 (年間を通じて)
11	走ろう朝礼・大会（全学年） 連合音楽会（4年） たてわり活動（全学年） 人権ポスター（児童会）		カウンセリング月間
12	たてわり活動（全学年）		児童会「子ども祭り」の開催
1	大なわ朝礼（たてわり活動：全学年） 昔あそび交流（1・3年）		校内研修 カウンセリング月間
2	青葉丘幼との交流（5年） たてわり活動（全学年）		児童会「たてわり活動」 (年間を通じて)
3	お別れ集会（全学年）		